

# 四国医療リハビリテーション同窓会

## 掲載内容

- 同窓会規約
- 事務局からのお知らせ

四国医療リハビリテーション同窓会事務局



# 四国医療リハビリテーション同窓会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、四国医療リハビリテーション同窓会と称す。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁62-1 四国医療専門学校内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、連帯を深め、知識・技術の向上を図り、合わせて母校の発展に寄与する。

### (事業)

第4条 本会は、その目的達成の為に次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦連絡の為に諸会合の開催。
2. 母校の発展に寄与する事業。
3. その他必要な事業。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第5条 会員は次の通りとする。

1. 正会員は四国リハビリテーション学院及び四国医療専門学校理学療法学科・作業療法学科卒業生である者。
2. 特別会員は、次の各号に該当する者。
  - (1) 四国リハビリテーション学院及び四国医療専門学校理学療法学科・作業療法学科現役教職員、旧教職員、他学校関係者。
  - (2) 会員の推薦を受け、本人が承諾した者。
  - (3) 役員会の承認を得た者。

### (会員の資格)

第6条

1. 入会 四国リハビリテーション学院及び四国医療専門学校理学療法学科・作業療法学科卒業と同時に入会となる。
2. 退会
  - (1) 本会の退会は、その旨を会長に届け出て退会となる。
  - (2) 本会の会員が死亡した時、退会したものとしてみなす。
3. 休会 本会への休会は、その旨を会長に届け出て休会となる。
4. 復会 休会者はその旨を会長に届け出る事によって、復会することができる。

### (会員の除名)

第7条 会員として不適当と認められるものがあるときは、役員会の議決に総会の承認を得て、除名する事ができる。

### (会費)

第8条 会員は、総会に於いて定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員会

### (役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。尚、会長・副会長・事務局長・事務局次長・学術部長・学術部次長・財務部長・財務部次長・広報部長・広報部次長を常任理事とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長 1名
4. 事務局次長 1名
5. 学術部長 1名
6. 学術部次長 1名
7. 財務部長 1名
8. 財務部次長 1名
9. 広報部長 1名
10. 広報部次長 1名
11. 各地方および地区支部長 各1名
12. 各地方および地区支部次長 各1名

北海道地方、東北地方、北陸地方、  
関東地方、中部地方、関西地方、  
中国地方、香川西地区、香川東地区、  
愛媛地区、徳島地区、高知地区、九州地方

13. 監査 2名

ただし、各地方(地区)支部長および各地方(地区)支部次長は、同窓会員が不在である地方および地区については、置かないものとする。

同窓会員が1名の地方および地区においては、地方(地区)支部次長は置かないものとする。

### (特別処置)

1. 特別処置において、初年度(2001年度)のみ、兼任を認める。次年度(2002年度)以降においては、兼任を認めない。
2. 特別処置において、初年度(2001年度)のみ、各地方(地区)支部次長及び事務局次長は、置かないものとする。
3. 特別処置において、初年度(2001年度)および次年度(2002年度)は、学術部長及び学術部次長は、置かないものとする。

### (役員を選出)

第10条 本会の役員を選出方法は、次の通りとする。

1. 会長・事務局長・学術部長・財務部長・広報部長・監査は、役員会で正会員より推薦し総会の承認を経て決定される。
2. 各地方(地区)支部長は、会員より推薦され、役員会及び総会での承認を要する。
  - (1) 会員が1名の地方(地区)においては、その会員が地方(地区)支部長となる。
  - (2) 任期満了後に於いて、会員が1名の地方(地区)に他の会員が編入した場合は、複数の場合、現職以外の会員にて地方(地区)支部長に推薦し、役員会及び総会での承認を要する。
  - (3) 任期満了後に於いて、会員が1名の地方(地区)に他の会員が編入した場合は、1名の場合、その会員が地方(地区)支部長となる。
3. 副会長・事務局次長・学術部次長・財務部次長・広報部次長・各地方支部次長・会計補佐は、それぞれの長により推挙され、総会の承認を経て決定される。

### (役員の緊急補充)

第11条

1. 役員に欠員を生じ、緊急補充の必要があるときは役員会にてこれを補充する事ができる。但し、総会の承認を得なければならない。
2. 総会の承認を得ていない間は、欠員を生じた役員の代行として、その任に当たる。

### (役員の仕事)

第12条 本会役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時その職務を代行する。3. 事務局長は会務の分担に基づき、その事項を処理する。
  - (1) 名簿の管理、葉書等の連絡・通信物の管理、同窓会誌の発行及び新卒業生へ対しての企画運営。
  - (2) 選挙の際は、立候補者・推薦候補者の受付及び信任投票の管理運営し、選挙の公平を期する。
  - (3) その他一般会務に関連する事項。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時その職務を代行する。
5. 財務部は会計事務を処理する。
  - (1) 入会金・会費の徴収及び寄付に関する事項。
  - (2) 予算・決算に関する事項。
  - (3) 基本金・積立金の管理及び、利殖に関する事項。
  - (4) 現金及び、物品の出納保管に関する事項。
  - (5) その他一般会計に関する事項。
6. 財務部次長は、財務部長を補佐し、財務部長に事故がある時その職務を代行する。
7. 監査は会計及び各部業務を監査し、総会に報告する。
8. 学術部長は、本会学術会の運営の一切を取り仕切るものとし、学術会長に対しての指導を行う。また、発表論文・学術会抄録・学術会誌等を管理する。
9. 学術部次長は、学術部長を補佐し、学術部長に事故がある時その職務を代行する。
10. 広報部長は、本会の広告・宣伝に努めるものとし、同窓会誌の

編集、四国医療専門学校オープンキャンパスの人選、その他の本会に関する情報の発信を行う。

11. 地方(地区)支部長は支部の代表として役員会に列して諸般の会議を審議する。但し、時により会務の一部を担当処理する。
12. 地方(地区)支部次長は地方(地区)支部長を補佐し、地方(地区)支部長に事故がある時その職務を代行する。
13. 常任理事は、本会役員の仕事の他に本会を円滑に運営する。また、四国医療リハビリテーション同窓会会報の発行を行う事とする。

#### (会長の任期)

第13条 会長の任期は、3年を1期とする。

1. 再任は防げないが、最長3期までとし、それ以降の同一人物の再任は、終生認めないものとする。
2. 任期終了後一年間は、後任会長の補佐役として、会長の職務を補佐する。

#### (事務局長の任期)

第14条 事務局長の任期は、2年を1期とする。

1. 再任は防げないが最長3期までとする。しかしそれ以降の同一人物の再任が必要とされる場合は認めることとする。
2. 任期終了後一年間は、後任事務局長の補佐役として、事務局長の職務を補佐する。

#### (役員の仕事)

第15条

1. 役員の仕事は2年を1期とする。但し、再任は防げないが、最長3期までとし、それ以降の同一人物の再任は、最終任期満了後5年間は、認めないものとする。
2. 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。
3. 任期中の役員変更は、前任者の残存期間とする。
4. 任期終了後半年間は、後任役員の仕事として、各々役員の仕事を補佐する。
5. 同窓会員が、1名の地方および地区に於いて、地方(地区)支部長が任期満了となっても他に同窓会員が存在しない場合は、任期満了後も留任することとする。

#### (役員の仕事)

第16条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、総会の決議により解任する事ができる。

#### (特別措置)

第17条 やむをえない理由の為、役員が辞任を表明した場合、理事会にて承認される。

## 第4章 顧問

#### (顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、本会の発展に特に寄与した者について役員会で推薦し、総会に於いて決定する。

#### (任務及び任期)

第19条 顧問は、会長の諮問に応じ、また役員会の要請があるときは、役員会にて出席し、意見を述べる事ができる。

1. その任期の制限はない。

## 第5章 会議

#### (会議の種類)

第20条 会議は総会、役員会、常任理事会とし、総会を定期総会と臨時総会に分ける。

#### (会議の構成)

第21条

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 役員会は、役員をもって構成する。
3. 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

#### (会議の決議)

第22条 会議の決議(定期総会、理事会、役員会)は出席者の過半数以上の承認をもって成立する。

#### (総会の期日及び開催)

第23条

1. 総会は毎年1回に行う。但し緊急時に於いて、必要に応じて役員会の承認により、臨時総会を開く事ができる。
2. 役員会に於いて、臨時に総会が開催される事が決定した場合、書類を送付し、その内容について承認を求め、臨時総会と置き換える事ができる。
3. 書類での臨時総会は、役員会での出席者全員の賛成が必要である。

#### (総会)

第24条 総会は次の事を行う。

1. 会則変更の決議。
2. 予算案及び、決算の承認。
3. 監査報告の承認。
4. 本会会則による各種の承認事項。
5. その他会長が必要と認めた事項。

#### (役員会)

第25条 役員会は次のことを行う。

1. 会則による各種の審議若しくは承認。
2. 総会に提出する議案その他の審議。
3. 理事会において決議された事項の承認。
4. 学術委員会によって承認された学術会開催日時の承認および決定。
5. 来年度の予算の編成。
6. その他必要事項。

#### (会議の招集)

第26条 会議は会長が召集する。

#### (常任理事会)

第27条 常任理事会は、次のことを行う。

1. 本会が円滑に運営されるよう、会長もしくは、理事会の要請により開催される。

#### (議長及び書記)

第28条

1. 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。
2. 役員会および理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 総会の書記及びその他は、指名する。
4. 役員会および理事会での書記及びその他は、事務局長がこれにあたる。

#### (定足数)

第29条 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催する事ができない。委任状は出席とみなす。

#### (書面委任)

第30条 やむをえない理由の為に、会議に主席できない会議構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を待って委任する事ができる。

## 第6章 会計

#### (本会の資産)

第31条 本会の資産は、次の各号を持って構成する。

1. 入会金
2. 会費
3. 寄付金品
4. その他の収入

#### (資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は総会の決議による。

#### (会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日より開始され、翌年3月31日に終了する。

#### (入会金及び寄付金の納入要項)

第34条 本会に入会し、会員になろうとするものは、入会と同時に終身会費として、金20,000円を納入しなければならない。

1. 会費の納入は、①郵便振込②財務部担当者への直接手渡し(直接以外は認めない)。以上の2方法のみとする。
2. 役員会で承認する事項のある役員は、会費の納入を保留する事ができる。
3. 既納の会費は、いかなる理由があっても返付しないものとする。

#### (金銭の保管管理)

第 35 条 一般会計経費に充てる金額は、役員会の承認を得た郵便官署に、できる限り貯金するものとし、財務部が保管管理する。

**(基本積立金及びこの保管管理並びに支出できる場合)**

第 36 条 本会は、前年度の余剰金を時宜によって、その全部若しくは一部を、役員会の決議を経て、積み立てることができる。これを基本積立金という。基本積立金は、役員会の承認を得た郵便官署に、できる限り貯金するものとし、財務部が保管管理する。基本積立金は、支出することはできない。但し、特別な事情があるときは、役員会で 3 分の 2 以上の同意を得た上で、会長の承認を得て、支出する事ができる。

**(予算及び決算並びにその款、項目)**

第 37 条 予算は、収入と支出とに大別しさらに款、項目に区分する。決算もまた同じとする。経常費は、入会金、会費、広告費(会報に掲載分のみ)、雑収入(預金利息等)、寄付金及び前年度繰越金を収入の款とし、これらをもって支弁するものとする。経費の支出の款は、事務費、財務部費、総務、学術部費、会報部費、会議費、事業費、慶弔費、基本積立金の九に区分する。

**(予算の編成)**

第 38 条 予算は、前年度の終わりに、次年度の予算を各部において編成し、財務部が取りまとめて、理事会にて、各部と協議した上で予算案を編成して、役員会の承認を得るものとする。

**(予算の流用)**

第 39 条 各部費において、予算の流用をしようとする時は、財務部の決裁を受けるものとする。

**(やむをえない支出)**

第 40 条 各部に於いて、やむをえない支出を要する時は、会長が責任支出をすることができる。但し、この場合は、役員会に報告して、承認を求めなければならない。

**(決算)**

第 41 条 決算は、毎年度末に行い、財産表とともに役員会に提出して承認を求めものとする。

**(経費の出費)**

第 42 条 各部の経費は、該当部から財務部に請求書を提出し、会長の決議を経て、支出を求めものとする。

**(物品の購入及び保管)**

第 43 条 各部において物品の購入及び修繕しようとする時は、所定の領収書に記入し財務部に回付しなければならない。財務部はこの要請があった時は、所定の決議簿に記載し、会長の決裁を受けて処理するものとする。各部に属する物品は、物品会計簿に記載して当該部が管理する。各部の物品会計は、財務部が監督する。各部の物品で不要に帰したものは、財務部に回付するものとし、その物品を売却または、焼却しようとする時は、会長の決裁を受けるものとする。

**(帳簿及び証拠書類の整備、保存)**

第 44 条 財務部の金銭及び貯金の会計簿(一般会計経常費)、物品台帳、各部所属の物品会計簿を備えて、収入、支出並びにその名称等、員数、購入価格、売却代及び棄却、消耗、その他必要な事項を記入し、常にこれらの状況を明確にするとともに証拠書類を整備、保管するものとする。

**(役員交代時の会務の引継ぎ)**

第 45 条 役員が交代する時は、その管理に属する帳簿、金銭、物品を整理し、その引継ぎをし、会長の承認を受けなければならない。

## 第 7 章 学術会

**(名称)**

第 46 条 本会に四国医療リハビリテーション同窓会学術会(以下「学術会」という)を置く。

**(目的)**

第 47 条 学術会は、2 年に 1 回、四国医療専門学校にて、本会員の日頃の成果を発表する場所として開催される。

**(部門)**

第 48 条 学術会は、専門分野に応じて部門に分けることができる。

**(学術会長)**

第 49 条 学術会に、1 名学術会長を置く。

1. 学術会長は、立候補、会員の推薦によって選出され、理事会により決定される。

**(職責)**

第 50 条 学術会長は、学術会を統括する。

**(学術会員)**

第 51 条 本会の会員は、学術会員となる。

1. 本会の会員でない者も、学術会長の承認を経て学術会を傍聴することができる。

**(学術会則)**

第 52 条 本章に定めるものの他、学術会の開催に関する規定は、学術会則にて規定する。

**(特別処置)**

1. 特別処置として、初年度(2001 年度)および次年度(2002 年度)は、学術会を開催しないものとし、2003 年度より開催する。

## 第 8 章 規約改正

第 53 条 本会則は、役員会での出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ変更する事ができない。

第 54 条 本会則は、総会出席の 3 分の 2 以上の同意をもって成立する。

## 第 9 章 雑則

第 55 条 この規約に規定のほか必要な事項の細則は、役員会の議決を経て決定する。

**付 則**

本会則は、2001 年 6 月 1 日から施行する。

本会則は、2004 年 7 月 1 日に改正、施行する。

本会則は、2006 年 4 月 1 日に改正、施行する。

本会則は、2010 年 4 月 1 日に改正、施行する。

本会則は、2014 年 4 月 1 日に改正、施行する。

## 四国医療リハビリテーション同窓会細則

### 第2章 会員に関する項

#### (名称及び、就職先・連絡先の変更)

1. 会員の姓名及び、就職先・連絡先等の所在に変更があった場合は、新旧の所属地方・地区支部長及び、事務局長に連絡を行うものとする。また、連絡を受けた各所属の地方・地区支部長は、事務局長に連絡を行う事を義務とする。
2. 年度はじめから次年度末まで連絡が取れなかった者は、その次の年度より休会扱いとする。ただし、事務局に連絡がついた場合は、復会とする。

### 第5章 会議に関する項

1. 役員会を行う際は、出席する役員に関して出張費として、以下のように規定する。①車両移動に関しては、1km=30円とし往復料金を支給するものとする。②公共交通機関（鉄道交通機関・JR及び私鉄・航空路等）の利用に関しては、行動に必要とされる経費を財務部に報告し承認されたものを支給する。③何かしらの理由により、Web等で開催された役員会に出席した場合には、勤務先から自宅までの往復料金（1km=20円）を支給するものとする。（往復20km未満は一律600円）
2. 理事会にて決定した事項については、役員会にて承認を受けた後、会報にて報告する。
3. 役員会に於いては、支部長もしくは支部次長の出席をもって各支部の役員の出席が整っているとみなす。
4. 理事及び役員が、懇親会等の行事に参加する場合、行動費として1回あたり1,500円を支給する。

### 第6章 会計に関する項

#### (予算及び決算並びにその款、項目)

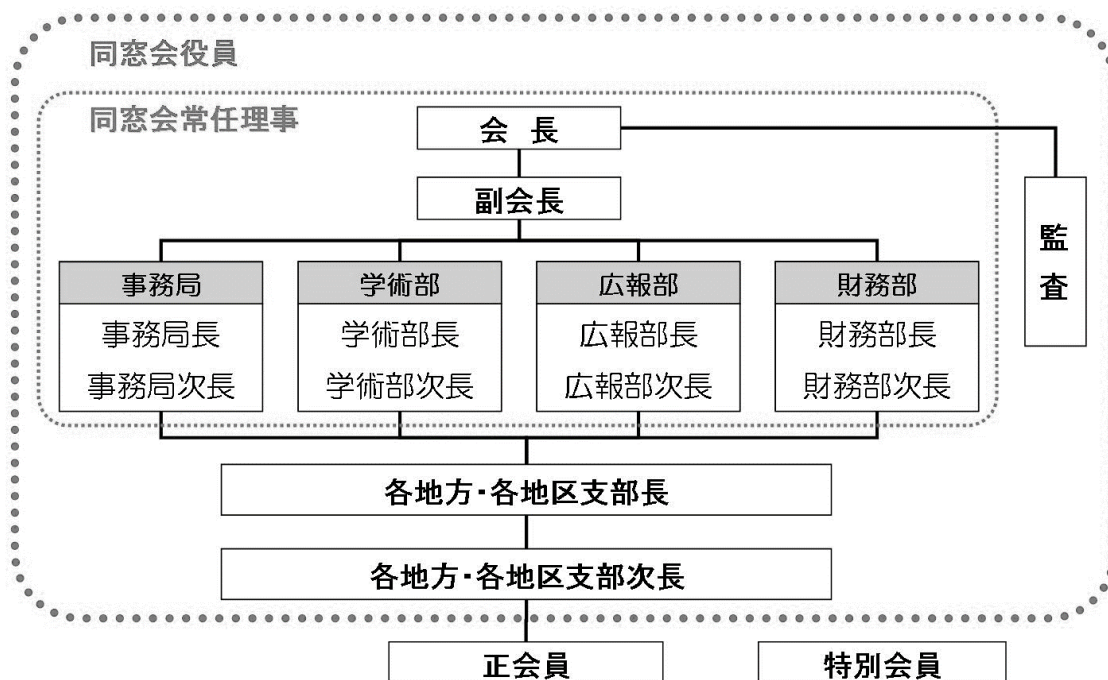
#### 第36条

1. 慶弔費は、本人及び関係者からの申告があった場合にのみ支出される。
2. 慶弔費は、本人および本人の父母または、本人存命中の子または、配偶者が死去した場合にのみに支出される。

### 第9章 規約改正の項

1. 本会細則の改正は、理事会において全員一致をもって改正される。

## 四国医療リハビリテーション同窓会組織図



## 四国医療リハビリテーション同窓会役員一覧

役職(長)	氏名	学科	卒業期	在任年数	役職(次長)	氏名	学科	卒業期	経過年数
会長	鎌倉 亮	OT	17期生	1年目	副会長	宇佐川雄太	OT	18期生	1年目
						武田 岳	PT	19期生	1年目
事務局長	磯谷晃一	OT	2期生	6年目	事務局次長	高嶋 彩	PT	20期生	1年目
財務部長	中川絢巴	PT	25期生	1年目	財務部次長	松原沙弥	OT	26期生	1年目
学術部長	三福優太	OT	19期生	1年目	学術部次長				
広報部長	篠原雅樹	OT	18期生	2年目	広報部次長	岩崎竜也	OT	22期生	2年目
地方(地区)支部長					地方(地区)支部次長				
北海道地方	不在				北海道地方	不在			
東北地方	不在				東北地方	不在			
北陸・中部地方	水上保孝	OT	2期生	4年目	北陸・中部地方	不在			
関東地方	検討中				関東地方	山田千丸	PT	6期生	20年目
関西地方	尾崎直海	OT	16期生	7年目	関西地方	沖田圭輔	PT	19期生	8年目
中国地方	四角修造	OT	13期生	10年目	中国地方	新免敏郎	PT	13期生	10年目
香川東地区	中村美波	PT	19期生	8年目	香川東地区	久保田洋介	PT	14期生	10年目
香川西地区	須藤 亮	PT	16期生	7年目	香川西地区	東條龍弥	PT	19期生	7年目
徳島地区	佐古修司	PT	7期生	8年目	徳島地区	篠塚伊織	PT	15期生	10年目
愛媛地区	星加純志	PT	14期生	10年目	愛媛地区	松平友貴	OT	16期生	7年目
高知地区	曽根和弥	PT	15期生	4年目	高知地区				
九州地方	検討中				九州地方	検討中			
監 査	三野あゆみ	PT	24期生	1年目					
	山川公彦	OT	2期生	7年目					

# 四国医療リハビリテーション同窓会学術会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本学術会は、四国医療リハビリテーション同窓会学術会と称す。

### (本部)

第2条 本学術会は、四国医療リハビリテーション同窓会（以下「同窓会」という）学術大会長の所在地をもって本部とする。ただし、本学術会が開催される前後の30日間は、仮本部として四国医療専門学校内に置くものとする。

### (目的)

第3条 本学術会は、四国医療リハビリテーション同窓会員（以下、「同窓会員」という）の日頃の成果を発表し、知識・技術の向上を図るものとする。

### (事業)

第4条 本学術会は、その目的の達成の為に以下の事業を行う。

1. 同窓会員の日頃の成果を発表する場を提供する。
2. 学術会誌の発行とその管理。
3. その他、必要と思われる事業。

## 第2章 委員会

### (委員の種別)

第5条 本学術会は、次の委員によって運営される。

1. 学術会長 各地方（地区）支部長
2. 学術会副会長 各地方（地区）支部次長
3. 学術会理事 同窓会常任理事
4. 学術会準備委員 若干名
5. 学術会評議委員 同窓会役員および顧問
6. 学術会準備委員は、学術会長の任命により若干名が選任される。

### (委員の職責)

第6条 本学術会委員の職責は、次の通りとする。

1. 学術会長は本学術会を総括し、本学術会を代表する。
2. 学術会副会長は会長を補佐し、学術会長に事故がある時その職務を代行する。
3. 学術会理事は、本大会の開催に際し、学術会の運営を円滑に進められるよう学術会長を補佐する。
4. 学術会準備委員は、学術会長のもと学術会の準備および運営にあたる。
5. 学術会評議委員は、学術会に際して次の職責を負う。

(1) 学術会を円滑に進めるのに必要であると思われる事項。

### (委員の任期)

第7条 本学術会委員の任期は、すべての学術会委員に於いて学術会開催日時より300日前から学術会開催日時の60日後までとする。しかし、残務処理は、任期後に於いても行う。

### (学術会理事会、学術会評議委員の解任)

第8条 その地位にふさわしくない行為を行った学術会理事会員もしくは学術会評議委員は、その学術会理事会員もしくは学術会評議委員を省いた委員会の決議により、解任する事ができる。

1. 解任された学術会理事会員もしくは学術会評議委員は、同窓会則の第3章の第16条の適用を受ける。

### (委員の解任)

第9条 その地位にふさわしくない行為を行った委員は、委員会の決議により解任する事ができる。

## 第3章 学術会顧問

### (学術会顧問の選出)

第10条 本学術会に、学術会顧問を置くことができる。

1. 学術会顧問は、学術会理事が推薦し学術会理事会に於いて決定される。

### (学術会顧問の責務および任期)

第11条 学術会顧問は、学術会長の諮問応じ、また理事会およ

び評議委員会の要請があるときは、理事会および評議委員会にて出席し、意見を述べる事ができる。

1. その任期は、学術会開催日時より150日前から学術会開催日時の30日後までとする。

## 第4章 学術議会

### (学術議会の種別)

第12条 学術議会は、学術委員会、学術理事会、学術評議会とし、定期学術委員会と臨時学術委員会また、定期学術理事会と臨時学術理事会さらに、定期学術評議会と臨時学術評議会に分ける。

### (議会の構成)

第13条

1. 学術委員会は、各地方（地区）支部における学術会長・学術副会長・学術会準備委員をもって構成する。
2. 学術理事会は、学術会理事をもって構成する。
3. 学術評議会は、学術会評議委員をもって構成する。

### (議会の決議)

第14条

1. 学術委員会の決議は、出席者の過半数の承認をもって成立する。
2. 学術理事会の決議は、出席者の全員一致の承認をもって成立する。
3. 学術評議会の決議は、出席者の過半数の承認をもって成立する。

### (議会の期日)

第15条

1. 学術委員会は、任期中2回、学術会の開催前後に行う。但し緊急時においては、必要に応じて学術部長の承認により、臨時学術委員会を開く事ができる。
2. 学術理事会は、任期中2回、学術会の開催前後に行う。但し緊急時においては、必要に応じて学術理事の要請からもしくは顧問の要請から学術部長の承認により、臨時理事会を開く事ができる。
3. 学術評議会は、任期中2回、学術会の開催前後に行う。但し緊急時においては、必要に応じて学術部長の承認により、臨時学術評議会を開く事ができる。

### (学術委員会)

第16条 学術委員会は次の事を行う。

1. 学術会の準備。
2. 学術会の広報。
3. 学術会発表論文等の管理。
4. 学術会発表論文等の選出および順番の取り決め。
5. その他、学術会長が必要と認めた事項。
6. その他、同窓会学術部長が必要と認めた事項。

### (学術理事会)

第17条 学術理事会は次のことを行う。

1. 学術会則による各種の審議若しくは承認。
2. 学術委員会に提出する議案その他の審議。
3. 顧問の承認。
4. 学術会長の提出議題の承認
5. その他必要事項。

### (学術評議会)

第18条 学術評議会は次のことを行う。

1. 学術会則変更の決議。
2. 学術会則による各種の承認事項。
3. 学術会の運営事項。
4. 次回学術会の開催日時の決議。
5. 次年度学術会の開催責任支部の決議。
6. 次年度学術会の予算の決議。
7. 当年度学術会の決算の決議。
8. 当年度学術会の座長の選出。
9. その他必要事項。

### (特別処置)

1. 2002 年度に於いて、次年度学会の開催日時決定および予算案の決定は、同窓会理事会の承認をもって施行する。

#### (議長及び書記)

#### 第 19 条

1. すべての議会における議長は、学会会長がこれにあたる。
2. 書記及びその他は、指名する。

#### (定足数)

第 20 条 議会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催する事ができない。委任状は出席とみなす。

#### (書面委任)

第 21 条 やむをえない理由の為に、議会に出席できない議会議構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を待って委任する事ができる。

## 第 5 章 会計

第 22 条 同窓会則第 6 章に順ずる。ただし、次年度予算案に関しては、学会会終了後 60 日以内に同窓会役員の会計に提出する。

## 第 6 章 学会会

#### (学会会の開催責任)

第 23 条 本学会会の開催責任は、各地方（地区）支部の持ち回りとする。

1. 各地方（地区）支部における同窓会員数が多数在籍する支部を優先し、下限は、6 名とする。
2. 各地方（地区）支部における同窓会員数が 5 名以下の場合は、学会会の開催責任が無いものとする。

#### (特別処置)

1. 第一回四国リハビリテーション学院同窓会学会は、香川地区に開催責任が存在する。

#### (学会会の開催日時)

第 24 条 学会会の開催日時は、隔年とし、学会会開催前年度末に次回の開催日時を各同窓会員に報告する。

1. 次回学会会の開催日時の決定は、学会会開催中に時間（昼前後）を設け、定期学術評議委員会によって決議され、学術委員会によって承認される。
2. 学術委員会によって承認された次回学会会の開催日時は、同窓会の役員会に於いて承認され決定される。

#### (学会会の開催場所)

第 25 条 学会会の開催場所は、原則として四国医療専門学校講堂とする。ただし、学会会長が別の場所を提唱し、学術理事会にて承認を受けた場合にはその限りではない。

#### (発表論文の提出期限)

第 26 条 学会会発表論文についての抄録の提出期限は、学会会開催日時の 250 日前までに必着とする。また、学会会発表論文の提出期限は、学会会開催日時の 150 日前までに必着とする。

1. 学会会長が発表方法の変更を報告した会員については、内容を変更した学会会発表論文を学会会開催日時の 70 日前までに必着とする。

#### (発表論文の提出方法)

第 27 条 学会会は、各地方（地区）の特徴・特色を考慮し、各地方（地区）支部につき 1 題を提出する。

1. 学会会発表論文の提出は、各会員から各地方（地区）支部長に提出する旨を報告し、各地方（地区）支部長が、その旨を学会会長に報告した上にて、各会員個人にて学会会長に発表論文の提出を行う。
2. 各地方（地区）支部にて、発表論文が 1 題を超える事に関しては、制限されないものとする。ただし、一日中に学会会が終了しないと学術理事会が判断した時は、提出された抄録から、ポスター発表への変更を抄録を提出した会員に学会会長が報告する。

#### (発表論文の郵送)

第 28 条 学会会発表論文および抄録の提出方法は、フロッピー・ディスク、MO、CD-R もしくは、CD-RW、その他の記憶メディアとし、抄録の原稿を 1 枚同封し、四国医療リハビリテーション同窓会宛にて郵送する。

#### (発表論文の返却)

第 29 条 学会会発表論文の提出されたフロッピー・ディスクもしくは、MO もしくは、CD-R もしくは、CD-RW は、開催日当日に返却するものとする。ただし、抄録原稿については、返却しないものとする。

#### (論文の発表)

第 30 条 学会会の論文発表は、原則としてパーソナルコンピューター・ビデオ等とマルチプロジェクター使用による発表方法とする。ただし、学会会長が異なる方法を提唱した場合には、理事会にて承認を受けた場合に限り、この限りではない。

#### (発表時間)

第 31 条 学会会発表時間は、7 分とする。

1. 顧問等の客人講師の論文発表や、セミナーについては、その限りではない。

#### (学術論文の抄録規定)

第 32 条 学術論文の抄録の投稿規定については、別紙にて定める。

#### (学会誌の発行)

第 33 条 本学会誌は、学術評議会によって作成され、発行される。

1. 本学会会の開催 30 日前までに、その毎回の発表演題を明記した学会誌を各同窓会員に発行する。
2. 本学会会の開催後、回毎の本学会会当日に提出された演題原稿を用いた学会誌を希望した同窓会員に発行することができる。

#### (特別処置)

1. 学術論文の抄録の投稿規定については、2002 年度に定める。

## 第 7 章 規約改正

第 34 条 本学会会則は、学術委員会での出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ変更する事ができない。同じく学術委員会での出席の 3 分の 2 以上の同意をもって成立する。

## 第 8 章 雑 則

第 35 条 この規約に規定のほか必要な事項の細則は、学術委員会の議決を経て決定する。

#### 付 則

本会則は、2001 年 6 月 1 日から施行する。

本会則は、2004 年 7 月 1 日に改正、施行する。

本会則は、2010 年 4 月 1 日に改正、施行する。



四国医療リハビリテーション同窓会  
鎌倉 亮 (会長)  
磯谷 晃一(事務局長)

四国医療リハビリテーション同窓会事務局  
〒769-0205 香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 62-1  
四国医療専門学校 (3号館内)  
TEL ; 0877-41-2330 FAX ; 0877-41-2332